

オープンカウンター方式説明書

このオープンカウンター方式説明書は、栃木県警察本部警務部会計課が行う物品調達において実施する公募型見積合わせ（以下「オープンカウンター」という。）の取扱いの遵守事項を示すものである。

1 オープンカウンター方式とは

オープンカウンター方式とは、物品調達に係る見積合わせにおいて、見積書を徴する相手方を特定せずに、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受けた上で、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいう。

2 参加に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

3 見積書の作成及び提出方法

(1) オープンカウンター参加者は、別添「オープンカウンター方式による見積依頼について」を熟読し、見積書を提出しなければならない。また、当該調達の仕様等について疑義があるときは、担当者に問い合わせをすることができる。

(2) 提出する見積書には、次の事項を記載しなければならない。

ア 見積書作成年月日

イ 宛名

ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印。ただし、代理人が見積りをする場合は、代理人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印

エ 案件名称（品目等）

オ 見積金額（消費税込み）

【代表社印（社印）押印を省略する場合】

「書類の発行権者」及び「本件の事務担当者」について氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号）を必ず明記すること。

(3) 見積額は、各案件において特段の指示がない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載すること。また、当該金額に1円未満の端数

が生じた場合は、切り捨てた金額を記載すること。

- (4) 要求原課において依頼書に「同等品可」等、提示している場合は、案件に係る相当品等による見積参加を認めることとする。

なお、同等品等による見積参加を希望する者は、見積書提出期限の3日前までに相当品等に係るカタログ又は仕様書を提出し、承認を得なければならない。

- (5) オープンカウンター参加者は、見積書について提出期限までに持参、郵送又はメールのいずれかの方法で提出すること。なお、封書にて見積書を提出する場合、封書の表側に「オープンカウンター見積書在中」と朱書きし、メールの場合は、件名にオープンカウンター見積書の提出であることを表記し、メール送信後は、必ず提出先に連絡すること。

また、見積書の作成及びその提出に要する費用は、オープンカウンターに参加する者が負担すること。

- (6) 提出した見積書を書換え又は撤回することはできない。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とする。

- (1) 必要な参加資格を満たさない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者が提出した見積書
- (2) 記載及び押印に不備がある見積書
- (3) 同一の見積合せについて、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及び疑いのある見積書
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字脱字等により意思表示が不明確な見積書
- (8) 提出期限までに到達しなかった見積書
- (9) 作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載された見積書

5 契約の相手方及び契約金額

- (1) 期日までに提出された有効な見積書のうち、当該参加者の見積価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格（消費税込み）を提示した者を契約の相手方とする。
- (2) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、別途選定した者へ再度の見積りを依頼することができるものとする。
- (3) 同額の見積が2人以上あるときは、「くじ引き」を実施する。
- なお、当該参加者又はその代理人が直接くじをひくことができないときは、契約事務に關係しない職員がこれに代わってくじを引き、契約の相手方を決定する。
- (4) 見積書の提出後、契約の相手方として連絡を受けたときは、速やかに契約を締結し、その履行を開始しなければならない。

- (5) 契約書等作成の要否については、会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じて指定の契約書又は請書の作成を行う。

6 その他

- (1) 調達案件等の相手方を決定するために必要と認める場合は、見積参加者に対して追加資料の提出を求めることができるものとする。
- (2) 調達案件に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 契約担当官等の都合により見積依頼途中であっても、調達を中止する場合がある。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（序）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはございません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者
イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に關して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

オープンカウンター方式による見積依頼について

- 随意契約を前提とした見積依頼です。
- 期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、下記の提出先にご連絡下さい。

記

1 案 件 名	○○○○○○購入 別添「オープンカウンター方式による見積依頼案件」のとおり
2 仕 様 等	別添「仕様書」（案件番号○）のとおり
3 納 入 期 限	令和○年○月○日（○）
4 見積書提出期限	令和○年○月○日（○）午○○時○○分 必着

《留意事項》

1 見積合せに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

2 仕様書、見積書の問合せ及び提出先

栃木県警察本部警務部会計課調度係

〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

電話番号 028-623-3813

Eメールアドレス : keisatu-kaikei-chodo@pref.tochigi.lg.jp

問合せ時間：午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く）

3 見積書の作成及び提出方法

- (1) 見積書の作成は、別添「見積書記載要領」を確認してください。見積書の様式は、記載要領のを内容を満たしていれば、各社の見積書で結構です。
- (2) 見積額は、各案件において特段の指示がない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。また、当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額を記載してください。
- (3) 依頼書に「同等品可」等と提示している場合は、案件に係る相当品等による見積参加を認めていますので、同等品等による見積参加を希望する場合は、見積書提出期限

の3日前までに、相当品等に係るカタログ又は仕様書を提出し、承認を得てください。

- (4) 見積書は、提出期限必着で持参、郵送又はメールのいずれかの方法で提出してください。封書にて見積書を提出する場合、封書の表側に「オープンカウンター見積書在中」と朱書きし、メールの場合は、件名にオープンカウンター見積書の提出であることを表記し、メール送信後は、必ず提出先に連絡してください。見積書の提出期限までに到達できなかった見積書は無効になります。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。

- (1) 必要な参加資格を満たさない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者が提出した見積書
- (2) 記載及び押印に不備がある見積書
- (3) 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及び疑いのある見積書
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字脱字等により意思表示が不明確な見積書
- (8) 提出期限までに到達しなかった見積書
- (9) 作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載された見積書

5 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 期日までに提出された有効な見積書のうち、当該参加者の見積価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格（消費税込み）を提示された者を契約の相手方とします。
- (2) 契約金額は、原則として見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者の方にのみ当方から連絡します。

7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成します。

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記5において、同価の見積りが2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当課で別途選定した者へ再度の見積りを依頼することができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により、調達を中止する場合があります。